

牧野記念病院 開放型病院運営規定

牧野記念病院の施設は、地域の医師に等しく開かれたものとして、病院はその診療上の利用に便宜を図ることを義務とし、地域における診療所医師と病院との連携の円滑化、地域医療の一層の充実を期するものとする。

登録医師

- ・地域の診療所医師は登録により 牧野記念病院（以下病院）登録医となることができる。
- ・登録医は自分が紹介入院せしめた患者を、病院において診療し、カルテおよび検査データを参照し、所見および治療上の意見をカルテに記入する権限を有する。
- ・登録医は、来院時に所定の名札、白衣を着用する。
- ・登録医は、スタッフステーションにおいて、紹介患者を診察した旨を所定の用紙に記入する。

病院

- ・病院は、開放型病院専用病床を5床設ける。（開放型病床は311号室に2床、318号室に2床、13号室個室に1床の計5床とする。）
- ・病院は、開放型病院であることを患者に公示し、趣旨説明および登録医師の掲示を行なう。
- ・病院は、紹介入院患者の医療責任を有する。登録医が病院において紹介患者に対し手術等の治療および検査を行なう場合、その責任 範囲等については病院と個別に取り決める。
- ・病院は、開放型の運用の担当者を置く。

担当者：地域医療連携課 桑原